租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十二項第二号及び第二十八条の九第十三項第二号の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める基準は次のとおりとする。

一　市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）において、次に掲げるものが定められていること。

イ　計画の対象とする地区（以下「計画地区」という。）

ロ　計画の目標

ハ　計画期間

ニ　計画地区における産業の振興を図る上での課題

ホ　計画地区において振興の対象とする事業が属する業種

ヘ　ホに掲げる業種に属する事業の振興を図るために推進しようとする取組の内容

ト　関係都道府県、関係団体等との適切な役割分担及びこれらの者との連携に関する事項

二　計画を実施することにより、計画地区における産業の振興及び雇用の増大に寄与することが見込まれること。

三　計画が、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条の規定により関係都道府県が定める離島振興計画又は奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三条の規定により鹿児島県が定める奄美群島振興開発計画との調和が保たれたものであると認められること。

○外務省告示第百十九号

平成二十五年三月十五日にヤウンデで、カメルーン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　八億円

3　署名者

日　本　側　藤田和彦在カメルーン臨時代理大使

カメルーン側　エマニュエル・ンガヌ・ジュメシ経済・計画・国土整備大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十号

平成二十五年三月十八日にテグシガルパで、テグシガルパ市内給水施設小水力発電導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　テグシガルパ市内給水施設小水力発電導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億五千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加來至誠在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　アルトゥーロ・ヘラルド・コラーレス・アルバレス外務大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十一号

平成二十五年三月十八日にテグシガルパで、デモクラシア橋補修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　デモクラシア橋補修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加來至誠在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　アルトゥーロ・ヘラルド・コラーレス・アルバレス外務大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十二号

平成二十五年三月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における「選挙支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　選挙支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　河野章在パキスタン臨時代理大使

国際連合開発計画　マルクアンドレ・フランシェ在パキスタン事務所長

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十三号

平成二十五年三月十八日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　宮本雅行在ヨルダン臨時代理大使

ヨルダン側　ジャアファル・アベッド・ハッサン計画・国際協力大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十四号

平成二十五年三月二十一日にプノンペンで、ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十五号

平成二十五年三月二十一日にプノンペンで、カンボジア工科大学施設機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンボジア工科大学施設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億九千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十六号

平成二十五年三月二十一日にプノンペンで、シハヌーク州病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シハヌーク州病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億二千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十七号

平成二十五年三月二十一日にヌクアロファで、マイクログリッドシステム導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マイクログリッドシステム導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億七千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　葉室和親在トンガ大使

トンガ側　トゥイバカノ首相兼外務貿易大臣兼防衛大臣兼情報通信大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百二十八号

平成二十五年三月二十三日にジブチで、ジブチ市消防救急機材改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ジブチ市消防救急機材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億三千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　西岡淳在ジブチ大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十五年四月十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉